

令和2年6月9日

領事メール

【件名】オマーンにおける新型コロナウイルスの状況・対策（第44号）

【ポイント】

○オマーン政府の新型コロナウイルス対策高等委員会の決定により、ジャバルアフダル、ジャバルシャムス、マシーラ、ドファール県は、6月13日正午から7月3日まで立ち入り禁止となります。

○オマーン王立警察（ROP）は、今般、オマーン国外に滞在中の就労査証保持者の査証等の更新手続きを明らかにしました。

【本文】

在留邦人、たびレジ登録のみなさまへ

1 6月9日、オマーン政府の新型コロナウイルス対策高等委員会は、議長の内務大臣の主宰で会合し、パンデミックの現状と予防策についてレビューしました。同委員会は、夏季の観光を念頭に置き、新型コロナウイルスの蔓延を抑制する予防措置として、6月13日正午から7月3日までの間、ジャバルアフダル、ジャバルシャムス、マシーラ、ドファール県への旅行を禁止すると決定しました。また、同委員会は、6月10日から第3次パッケージとして各種店舗等の営業再開を決定しました。その委細は関係当局が別途発表します。

2 当地報道によれば、6月8日、オマーン王立警察（ROP）筋は、空港閉鎖等のためオマーン国外に滞在中の就労査証保持者の査証等の更新手続きについて、6月15日まではオンラインにて無料で更新の申請が可能としたうえで、更新を怠った場合には罰金が以下のとおり科せられると明らかにしました。

有効期限超過：手数料 R010，入国管理 R0 20，滞在許可証 R0 10

滞在許可未更新の罰金（月単位計算）：1か月分 R0 22.500（別途、労働カード代徴収）

※なお、閉鎖前に発給された査証を有しながら、封鎖のために入国できず査証スタンプを押印できなかった者は、新たに査証申請する必要があるとのことです。

3 オマーン保健省の発表によれば、6月8日時点で、感染症例数は18198件、死亡件数は83件、治癒件数は4152件に達し、同日の検査件数2688件、入院件数は291件（新規47件、ICU85件）でした。先月30日には、現在まで最高の1014件の感染症例数を記録しています。

4 ご自身の健康とオマーン国内での感染拡大防止のため、不要不急な外出は避けて、外出時にはマスクを忘れずに、十分な感染予防に引き続き努めてください。

（新型コロナウイルスの感染・疑いがある場合は、必ず当館まで御一報ください。）

(問い合わせ先)

在オマーン日本国大使館

－住所：Villa No. 760, Way No. 3011, Jamiat Al-Duwal Al-Arabiya Street, Shati Al-Qurum

－電話：(+968) 24601028

－FAX：(+968) 24698720

－ホームページ：https://www.oman.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>